

令和 2 年度

第 4 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 2 年 7 月 6 日（月） 午後 1 時 30 分～

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画（7 月 31 日公告）の決定

及び農用地利用配分計画原案の承認について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 非農地証明申請について

議案第 5 号 庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更の承認につい

て

備考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義		○	13	明賀 美伸	○	
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄		○
3	迫廣 芳秀		○	15	柳生 卓三	○	
4	原田 實夫	○		16	高坂 勝博	○	
5	堀江 唯雄	○		17	金本 篤子	○	
6	木村 英宗	○		18	前田 憲二	○	
7	三吉 和宏	○		19	道下 和子	○	
8	増谷 克則	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	田澤 信雄	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	麻尾 浩祥		○
係長	原田 淳司	○		主任	小田 正儀	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主事	辻田 成美		○	出張所長	石原 豊年	○	
(西城出張所)				主任	藤原 直人	○	
出張所長	山口 博昭		○	(比和出張所)			
主任主事	宗信 彰吾	○		出張所長	小田 雅平		○
				主任	桑原 惣		○
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	中島 智治		○	出張所長	日野原 祥二	○	
主事	宮永 竣介	○		主任主事	角脇 健太		○

事務局長	<p>ただ今より、令和2年度第4回総会を開催いたします。(午後1時30分)</p> <p>本日は、1番の入田委員、3番の迫廣委員、14番の藤原委員から欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き会議規則第6条の規定により、会長に議長を務めていただきます。</p>
議長	<p>それでは、会議を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は21名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p>
議長	<p>続きまして、本日の議事録署名者を指名させていただきます。21番天根委員さん、22番青才委員さん、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それではまず、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号11・12の2件について、事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。ここでご質疑・ご意見を受け付けます。何かございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移らせていただきます。</p> <p>「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号11・12の2件を一括で採決したいと思います。これに、ご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは、受付番号11・12について申請の通り、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>

議長	<p>続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画（7 月 31 日公告）の決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概略)</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和 2 年 6 月期の申し込み分については、別冊「令和 2 年 7 月 31 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。</p> <p>(内訳を読み上げる。以下略)</p> <p>以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。ここで、ご質疑・ご意見を受け付けます。</p> <p>何かございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移らせていただきます。</p> <p>「農用地利用集積計画（7 月 31 日公告）の決定について」提案の通り、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案送付後に農用地利用集積計画に関連する、「農用地利用配分計画原案の承認について」市より意見を求められております。</p> <p>これを上程いたします。</p> <p>事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概略)</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条により、本市農業振興課から本市農業委員会に対して計画原案への意見を求められております。</p> <p>内容につきましては、先ほどご承認いただきました利用権設定の農地中間管理事業分に関わる農地となっています。</p> <p>(資料の配分計画の明細を読み上げる)</p> <p>以上の配分計画原案はこの農業委員会の承認後、広島県知事が認可し公告されます。</p>

議長	<p>以上で説明が終わりました。何かご質疑・ご意見等ございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移らせていただきます。</p> <p>議案の通り、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号5から10の6件について、事務局からの説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号5</p> <p>位置等：説明資料の2・3ページに記載</p> <p>転用事由：太陽光発電設備</p> <p>資金計画：全額借入資金</p> <p>他法令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：農振農用地区域からは令和2年3月に除外済み</p> <p>受付番号6</p> <p>位置等：説明資料の2・4ページに記載</p> <p>転用事由：太陽光発電設備</p> <p>資金計画：一部自己資金、一部借入資金</p> <p>他法令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み、ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例に基づく大規模行為に伴う届出済み(築造面積1000㎡を超えるため)</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：農振農用地区域内に含まれていないため除外不要</p>
事務局員 (西城出張所)	<p>受付番号7</p> <p>位置等：説明資料の5・6ページに記載</p> <p>転用事由：太陽光発電設備</p> <p>資金計画：全額借入資金</p> <p>他法令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み</p>

<p>事務局員 (東城出張所)</p>	<p>周辺影響：影響ないと確認 除外手続：農振農用地区域からは除外済み</p> <p>受付番号 8 位置等：説明資料の 7・8 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：農振農用地区域からは除外済み</p>
<p>事務局員 (口和出張所)</p>	<p>受付番号 9 位置等：説明資料の 9・10 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額借入資金 他 法 令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：農振農用地区域からは除外済み</p>
	<p>受付番号 10 位置等：説明資料の 9・11 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額借入資金 他 法 令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：農振農用地区域からは除外済み</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。ここで、ご質疑・ご意見等を受け付けます。何かございますか。</p>
<p>7 番三吉委員</p>	<p>受付番号 8 の登記地目に墓地が併記してあるが、どういう理由なのか。</p>
<p>事務局員 (東城出張所)</p>	<p>登記地目は畑・墓地になっていますが、現地確認に行ったところ、墓地は確認できませんでした。</p>

7 番三吉委員	<p>通常、このような場合は登記上面積が 1043 m²で、税務課が現地調査をしたら墓地が一部あったから、現況課税で畑が 1001 m²、墓地が 42 m²となっていることがある。</p> <p>しかし、現地に墓地がなくて、地目が二段書きになっている理由は確認した方が良いのでは。</p> <p>また、実際登記上の面積はいくらになっているのか。</p>
事務局員 (東城出張所)	<p>登記上は 1043 m²となっています。</p>
7 番三吉委員	<p>墓地というのはどこから出てきたのか。</p>
事務局員 (東城出張所)	<p>登記簿上で畑が 1001 m²、墓地が 42 m²と一緒に併記されています。</p>
7 番三吉委員	<p>分筆なしでそうなっているのか。</p>
事務局員 (東城出張所)	<p>はい。</p>
議長	<p>昔はこのような登記しかないものもあったようです。</p>
7 番三吉委員	<p>かなり昔の登記がそのまま続いているということなので、分かりました。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移らせていただきます。</p> <p>「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 5 から 10 の 6 件を一括で採決したいと思いますが、これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは、受付番号 5 から 10 について、申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>

<p>事務局員 (西城出張所)</p>	<p>続きまして議案第4号「非農地証明申請について」を上程いたします。 受付番号11・12について事務局より説明を求めます。</p> <p>(説明 以下 概略)</p> <p>受付番号11 位置等：説明資料の5・12ページに記載 潰廃事由：平成10年に隣接土地の所有者との合意のもと、両土地の境界が直線となるようブロック積を設け、整地工事を行った。 申請地は隣接する土地と自動車修理工場の敷地として一体利用している。 現地確認：現地は自動車修理工場の敷地となっており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認</p>
<p>事務局員 (東城出張所)</p>	<p>受付番号12 位置等：説明資料の7・13ページに記載 潰廃事由：水源がなくなったことで水田として利用できなくなり、原野となった。 現地確認：現地は草木が繁茂し、農地として復旧するのは困難で非農地と確認</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。ここで、ご質疑・ご意見を受け付けます。 何かございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので、採決に移らせていただきます。 「非農地証明申請について」受付番号11・12の2件を一括で採決したいと思います。 これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、受付番号11・12について、申請の通り証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、議案第5号「庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変</p>

<p>農業振興課職員</p>	<p>更の承認について」を上程いたします。 事務局からの説明をお願いします。</p> <p>本市では、農業振興地域整備計画の農用地利用計画において今後の農地利用の方針や農用地区域を定めており、農地転用の場合においては農用地区域に含まれない土地として整備計画の内容を変更する必要があります。 その際には、農業委員の意見を聞くことが法律で定められております。</p> <p>(資料を元に説明)</p>
<p>農業振興課職員</p>	<p>手続きが順調に進めば9月下旬には完了する予定です。 具体的な手続きの流れとしては、まず県に事前調整協議を行い、その後今行っている意見を聞く段階に入ります。 他の関係機関にも意見を聞きまして回答があり次第、整備計画書の変更案を公告し、30日間縦覧する規定としております。 その後、15日間の異議申し出の期間が設けられております。 地域住民であれば縦覧期間中、異議申し出の期間中に意見書を提出することができるようになっております。 農用地区域内の土地所有者等については、異議申し出期間中に異議申し出をすることができます。 これについては告知端末等で情報提供を行う予定です。異議申し出がなかった場合には、県へ協議の申し出をし、同意の回答があれば正式に整備計画書として認められることとなります。 これによって、土地所有者においては除外の手続きが完了したという形になります。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。 皆様の方から何かご質疑・ご意見等ございますか。</p>
<p>議長</p>	<p>以前は理由別面積の欄においてその他に含まれるものが多かったですが、太陽光や駐車場は分けていただけましたか。</p>
<p>農業振興課職員</p>	<p>はい。今回から駐車場と太陽光発電設備設置はその他から分けております。</p>
<p>議長</p>	<p>何か他にご質疑・ご意見はございませんか。</p>

7 番三吉委員	<p>2 ページの位置番号 6 が 1000 m²を超える面積で駐車場・資材置き場となっている。また、位置番号 7 も 1000 m²を超える面積で農家住宅建設となっている。</p> <p>この 2 件について、申請内容や判断状況を詳しく補足してもらいたい。</p>
農業振興課職員	<p>位置番号 6 については、林業を営む方が作業場・駐車場等を計画しておられます。駐車場には社用車が 3 台、従業員のための車が 3 台で計 6 台を予定しています。</p> <p>また、薪を製造する生業とのことで、割った薪を置くスペースと作業スペース等で面積を多く使われると聞いております。</p>
農業振興課職員	<p>位置番号 7 については、家屋が少々広いようには思うのですが、息子さん夫婦も将来的に同居されるため、大きめの家が欲しいということと駐車場が 10 台必要と聞いております。家族が 7 台、軽トラが 1 台、来客用の 2 台の車を含めての駐車場とのことでした。</p> <p>住居以外にも農機具の倉庫等を建設されるということも聞いております。</p>
議長	<p>他にございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移らせていただきます。</p> <p>「庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更」について、提案の通り、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。</p>
議長	<p>続きまして、会長報告を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9 日のネット会議 ・ 11 日の第 1 回農地最適化推進委員の選考委員会 ・ 18 日の広島県農業会議の常任委員会 ・ 30 日の農地最適化推進委員の選考委員会 <p>について報告を行った。</p>

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>会長報告は以上です。それでは、「その他」について事務局からお願いします。</p> <p>(農地係長が、その他事項について資料にて説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回役員会の内容について ・農地利用最適化推進委員候補者について ・積立金の精算について ・令和2年6月13・14日の災害発生について ・農林漁業者に対する農業継続補助金について ・農地パトロールについて ・今後の日程について <p>報告を行った。</p>
<p>議長</p>	<p>皆様の方から今までの事務局からの説明、報告について何かご質問等ございますか。</p> <p>また、最後の委員会になりますので、ご意見のある方は言っていただければと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>何かございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、迫廣委員さんと田澤委員さんが今回で辞められるのですが、今回迫廣委員さんがお休みなので、田澤委員さんに一言、皆さんへ向けてエールなりありましたらお願いします。</p>
<p>11 番田澤委員</p>	<p>(退任者挨拶)</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、令和2年度第4回総会を終了させていただきます。(午後2時35分)</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和2年7月6日

議 長
(道下 和子) _____

21 番委員
(天根 公昭) _____

22 番委員
(青才 弘江) _____